◎調達機関番号　415　◎所在地番号　25
1　改正された規則の名称等
国立大学法人滋賀大学政府調達事務取扱細則
（https://www2.kitei-kanri.jp/biw/siga/doc/gakugai/rule/178.html　参照）
2　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人滋賀大学　財務課
ＴＥＬ0749―27―1011（ダイヤルイン）

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日
国立大学法人京都教育大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26
1　改正された規則の名称等
国立大学法人京都教育大学における政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する規則
（https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/tyoutatsukanren/kisoku/tyoutatsu-keiyaku.html参照）
2　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人京都教育大学会計課契約グループ
電話075―644―8116

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日
国立大学法人京都工芸繊維大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26
1　改正された規則の名称等
国立大学法人京都工芸繊維大学政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程
（https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000105.htm）
2　この公表に関する問い合わせ先
国立大学法人京都工芸繊維大学経理課調達係
電話075―724―7075

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日　　国立大学法人大阪大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27
1　改正された規則の名称等
政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する国立大学法人大阪大学会計規程
（https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/information/joho/cyoutatu　参照）
2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人大阪大学　財務部財務課法規係
ＴＥＬ06―6879―7046

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日
国立大学法人大阪教育大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27
1　改正された規則の名称等
国立大学法人大阪教育大学政府調達事務取扱規程
（http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/320.html　参照）
2　この公表に関する問合せ先
国立大学法人大阪教育大学　総務部財務課契約第二係　電話072―978―3283

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日　　国立大学法人神戸大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　28
1　改正された規則の名称等　国立大学法人神戸大学政府調達事務取扱規程（http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/act/frame/frame110000450.htm参照）
2　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人神戸大学財務部経理調達課経理調達グループ
078―803―5404

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日
国立大学法人奈良教育大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　29
1　改正された規則の名称等
国立大学法人奈良教育大学における政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する規則
（http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SECRETARY/kisoku_files/16-105-260128.pdf参照）
2　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人奈良教育大学　財務課
（電話番号）0742―27―9115

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日
国立大学法人奈良女子大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　29
1　改正された規則の名称等
国立大学法人奈良女子大学における政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する規則
http://koto.nara-wu.ac.jp/kitei_file/130060010210.pdf　参照
2　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人奈良女子大学　財務課
電話0742―20―3216

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日　　国立大学法人島根大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　32
1　改正された規則の名称等
国立大学法人島根大学政府調達事務取扱規則
（https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/regulations/kisoku_01/kisoku_0104.html参照）
2　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人島根大学財務部財務課
電話0852―32―6023

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月１日　　国立大学法人岡山大学